

新 城 市 議 会

経 済 建 設 委 員 会

平成26年 3 月 14 日（金曜日）

## 経済建設委員会

平成26年3月14日（金曜日）午前9時00分 開会

### 本日の委員会に付した事件

#### 1 産業・立地部、環境部、建設部

第34号議案	「質疑・討論・採決」
第82号議案	「質疑・討論・採決」
第83号議案	「質疑・討論・採決」
第84号議案	「質疑・討論・採決」
第86号議案	「質疑・討論・採決」
第88号議案	「質疑・討論・採決」
第89号議案	「質疑・討論・採決」

### 出席委員（6名）

委員長	滝川健司	副委員長	白井倫啓		
委員	打桐厚史	山崎祐一	山口洋一	夏目勝吾（議長）	

欠席委員 なし

### 説明のために出席した者

産業・立地部、環境部、建設部、総務部の係長職以上の職員

### 事務局出席者

議会事務局長	村田道博	議事調査課長	中島 勝	書記	遠山広美
--------	------	--------	------	----	------

開 会 午前9時00分

○滝川健司委員長 ただいまから、経済建設委員会を開会します。

本日は、3月12日の本会議において本委員会に付託されました第34号議案、第82号議案から第84号議案、第86号議案、第88号議案及び第89号議案の7議案について審査します。

審査は説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

第34号議案 新都市地域産業総合振興条例審議委員会条例の一部改正を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより第34号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。

よって、第34号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第82号議案 平成25年度新都市水道事業会計資本剰余金の処分を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山口委員。

○山口洋一委員 剰余金処分ということで、私なりに自分で理解をしようと一生懸命で頑張ったのですが、例えば取得額が、事業費が100万円、補助金が50万円というときの簿価というのはどのように算定するのですか。帳簿原価、または帳簿価格とみなしてという。

○滝川健司委員長 伊藤水道課長。

○伊藤寿規水道課長 例えば工事、100万円ですが、そうなったときに補助金の部分については資本剰余金になりまして、50万円ということですので簿価はそのまま100万円ですが工事としては財源の内訳として国庫補助が50万円。それであと50万円が自己財源とかそういうわけで、工事の簿価としては100万円です。

○滝川健司委員長 山口委員。

○山口洋一委員 ということは、今回の資本剰余金130万円が逆に言うと補助金だということなので、それを処分する。この公営事業法の32条でしたかね、これに従って処分するという理解でいいですか。

○滝川健司委員長 伊藤水道課長。

○伊藤寿規水道課長 今回の場合は国庫補助等に当たった部分が資本剰余金ということで載っていますが、これは国庫補助分は減価償却をしないので、そのままの形で載っています。これが工事の関係で撤去しなければならなくなった場合に、それをそのまま置いておくわけにはいかないので、撤去の時期にその部分だけ資本剰余金から相殺する、減らすという一定の処理のルールがありまして、それを行うということです。

ただ会計制度の見直しで、みなし償却制度ということで国庫補助は資本剰余金ではなくて長期前受金になるということで、これからはその部分だけ、減価償却分だけを経費として今までと、減価償却をやるということになります。

○滝川健司委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第82号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。

よって、第82号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第83号議案 市道の路線廃止を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第83号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。

よって第83号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に第84号議案 市道の路線認定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第84号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。

よって第84号議案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第86号議案 新城市もつくる新城の設置及び管理に関する条例の制定を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山口委員。

○山口洋一委員 第7条関係で、第7条

(2) もつくる新城の維持管理及び運営に関するということと、維持管理というのはどういうまでの維持管理を含んでいるのかということが1点。それから第2号に市長とあるのを指定管理者とするというふうに…。

○滝川健司委員長 一問一答でいきましょう。

山口洋一委員。

○山口洋一委員 まず維持管理はどういうことなのか、どこまでの範疇なのかということをお伺いするという事は、実は資料を提供していただいた中で維持管理費として商業施設に100万円、トイレに295万円、足湯に257万円、それから駐車場に42万円、浄化槽に810万円というのが資料として示していただいておりますが、この維持管理費を含めるということで理解をすればよろしいのですか。

○滝川健司委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 7条第2号の維持管理でございますけれども、このもつくる新城につきましては商業施設、イベント施設や売店や食堂ということになります。また情報案内施設、これは道路情報や観光案内所というもの。それと足湯施設、トイレ、駐車場というものが整備されるわけでありましてけれども、このうち情報案内板と足湯施設は直営ということで考えておりますので、それを除く部分についての維持管理というものになって

まいります。

それで資料要求の回答をさせていただきました資料3でございますけれども、この資料3にかかります、上の表、維持管理費の積算（浄化槽を除く）ということを見ていただきたいと思いますが、この中の左から三つ目の足湯棟にかかる部分、この部分につきましては先ほどもご答弁させていただいたとおり、市の直営ということになりますので、これを除いた部分ということになります。

ただ下段にあります浄化槽の維持管理費につきましては、この費用については指定管理に含むべきものかという判断を今、検討中ということでございますので、よろしくお願ひします。

○滝川健司委員長 山口委員。

○山口洋一委員 ほぼわかりました。従って第2項に第4条及び5条の規定は云々ということで市長たるものを指定管理者に読み替えるという規定だと思うのですが、第7条は市長はということですので、読み替え規定にしまえば維持管理費については、これとこれについてはこのようにするという、またこの下の条例の下の規約があるのですよね。

それに明文化するというのではどうかと思うのですが。維持管理費というのは普通は施設を管理するところが自らがやるというのが本来だと思うのですが、直営の部分であればいたし方ないのですが、それ以外の部分について結果的には指定管理料で上乘せをしてお支払いしてしまうということにはなりかねないと思いますので、現につくで手づくり村でもかなりの金が出ていますので、やはりこういう時期、ある程度スリムな形で緊縮していくということからいくと7条も含めて指定管理とするというふうがいいのではないかとということですがいかがでしょうか。

○滝川健司委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 議会からのご意見をいただいた中に、市費を投入しないという

前提の中で維持管理も含めて進めていけというお話もございました。そういうことで市費を投入しないような形で、この維持管理を進めていこうというふうに今考えているところであります。

第2項の中の「市長」とあるのは「指定管理者」とするというこの読み替えの部分でございますけれども、指定管理者の性格上、市の権限のものにつきまして指定管理者にその権限を与えるというものが指定管理の中の一つの重要な部分でありますので、ここで指定管理に係るもの、市長の権限、処分等についても、その部分について指定管理者に権限を与えるというものであります。

以上です。

○滝川健司委員長 山口委員。

○山口洋一委員 今の答えだと4条、5条はペナルティ規定であるので、それについては指定管理者に権限を与えるけど、何か意味がわからないけど。

○滝川健司委員長 7条の市長は違うのでは、松本建設部理事。

○松本博也建設部理事 これは4条と5条をごらんいただければわかりますように、この施設を破損するような行為だと公序良俗に違反するような行為を利用者がするようになった場合、それをとめることができるというような規定を指定管理者に市長の読み替えで与えると、そういう意味で書き込んであるのでございます。

○滝川健司委員長 ほかに質疑はありませんか。

白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 もつくる新城、観光ハブステーションという形でかなり位置づけとして大きなものになってくるという理解でいるわけなのですが、この理解から考えていきますと、この条例の中では見えないものも含めてお聞きしたいのですが、3条、もつくる新城は次に掲げる事業を行うということにな

っていますが、観光ハブステーションという位置付けで考えていきますと、この内容では市長が必要と認める事業というところであるのですが、単に指定管理者にお願いすればこのもつくる新城はなんとかなるというものでは、恐らくないだろうというふうに思っているのですが、4の市長が必要と認める事業ということで観光ハブステーションとしての機能を果たすためには具体的に運営管理に関しても、ある程度お考えがあるかと思うのですが、市長が必要と認める事業、現在想定しているものはどのようなことがあるのかお伺いしたいと思います。

○滝川健司委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 白井委員のご指摘のとおり観光ハブステーションになり得るものというものが想定されているものであります。

その中身ということですが。

○滝川健司委員長 白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 具体的に質疑いたしますと、例えば第3条に言う1、2、3。これは今までの感覚で言う「指定管理でお願いします。この範囲でやってください」というレベルです。もつくる新城の場合には新城の観光をそこで一手に担うという中心の施設になるということで進んでいると思うのです。そうしますと新城市の観光全体をどう束ねていくかという施設にもなる必要があると思うのです。そこで必要になってくるのが市長が必要と認める事業であるし、その必要と認める事業というのは指定管理者、あるいは指定管理者以外との連携の中で行う事業が出てくると思うのです。そういったところをもしお考えがあればということですが。

さらに具体的に言いますと、委員会でも議論もしていたのですが、指定管理者を具体的に決めた段階では指定管理者でできない部分、例えば指定管理者が新城市全域の観光業者であったり観光課であったり観光協会であった

り、いろんな地域の人たちも含めて連携をとるとするのは非常に難しいと思うのです。その難しさを誰がカバーできるかということになってきますと、例えば指定管理者はこの範囲で、ここに掲げる事業の範囲では最低限責任をもってもらおう。

しかしそれ以上、指定管理者でできない先ほど言いましたように地域との連携の部分ということで、例えば新たに駅長を設けるとか、連携をとるような形の事業にしていけないと、道の駅は指定管理者だけでは成り立たないと思うのです。そのあたりのお考えがあるのか。そういう考えではなくて指定管理者にもつくる新城は全部任せてしまって、新城は維持管理も含めて観光ハブステーションという機能も含めてお任せしちゃいますということなのか、どういう今後の想定をしているのか。なければいけないのですが。

○滝川健司委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 ただいま仮称ですが新城市もつくる新城運営協議会というものを立ち上げる準備をさせていただいております。今、その要綱を作成段階で、おおむね固まったところで、これから法務のほうへ照会をかけるという段階でございます。その中ではこの協議会を設置する目的でございますけれども、もつくる新城の健全な運営管理、利用者の拡大、サービス向上を図るために、この協議会を設けるということで、今考えております。

事業内容、協議内容でございますけれども、今後、指定管理者を指定する、また協議等を進めて協定書の作成の段階になってまいりますので、その業務仕様書及び基本協定書の作成に関する事、また事業計画に関する事、また適正な運営、事業内容等に関する事、また利用拡大に関する事、指定管理者が企画する自主事業に関する事等々について協議をしまいる協議会を設置していこうというふうに考えております。

この位置付けでございますけれども、この協議会を開くに当たりましては、将来、指定管理者が指定されましたら、指定管理者の同席をお願いいたしまして、この協議会で決定されたものについて、その指定管理者へ要望していけるというような形の協議会ということで考えております。

以上です。

○滝川健司委員長 ほかに質疑はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する者なし]

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第86号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。

よって、第86号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第88号議案 工事請負契約の変更を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山口委員。

○山口洋一委員 今回、1,317万8,160円という額が変更であります。前回、初日に繰越明許費で承認をした6,239万円との整合性はどのような形でしょうか。

○滝川健司委員長 小笠原生活衛生課長。

○小笠原伸吉生活衛生課長 繰り越しを認めていただいた額につきましては来年度に繰り越す額、本年度施工分の額をそこで明確にさせていただいたということでございます。本年度の範囲内で今回、変更を行うものでござ

います。

○滝川健司委員長 山口委員。

○山口洋一委員 6,200万円に対して1,300万円が影響するということは、ないということですね。

○滝川健司委員長 小笠原生活衛生課長。

○小笠原伸吉生活衛生課長 6,500万円は次年度分ですので、今回の変更は含まれておりません。

○滝川健司委員長 ほかに質疑はありませんか。

白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 資料をいただきました内容の変更にかかれている内容について、お伺いしたいのですが、当初設計では滑り面の調査を行ったときの地質調査のサンプル云々となっているのですが、地質調査ではのり面の縦方向に3カ所と書いてあるのですが、3カ所しかサンプルデータを取らなかったという理解でよろしいのでしょうか。

○滝川健司委員長 小笠原生活衛生課長。

○小笠原伸吉生活衛生課長 サンプル面を取った時は地質の調査と地盤の滑り面を確定するための調査でありましたので、縦方向の3カ所であります。平均このくらいの規模の地滑りですと、縦方向に3カ所で滑り面と土質を調査するのが平均的などころであります。

○滝川健司委員長 白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 図面をいただいておりますが、ピンクの桃色部分が全域にわたって出ているのですが、たまたま取った縦方向の3カ所、これがこの桃色の部分に当たらなかったという理解でよろしいでしょうか。

○滝川健司委員長 小笠原生活衛生課長。

○小笠原伸吉生活衛生課長 当初のボーリング調査をしたところは、ピンクの部分が薄いところ、杭のナンバーでいきますと29の付近になるのですが、地質調査のボーリングというのは直径5センチの鉄の筒を地中にはめ込みまして、その中に入る岩石のサンプリング

をします。この付近というのは中央構造線の南側ということで非常に圧力がかかって破碎帯と言われるところで非常に岩盤が不安定なところでもあります。

それでボーリングデータから一部、固い石英質は出たのですが、これがいわゆる帯状の岩盤であるのか、ここに一つの点石があって、それが固いものであったかというのが、判断が5センチの直径ではできませんでしたので安全側を見てやわらかいほうの岩盤、一部の点石であろうという想定の上に推定岩盤線を出させていただきました。

○滝川健司委員長 白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 当然、見積もりの上でというか、これも入札になるのですか。

これはどういう契約だったのでしょうか。

○滝川健司委員長 小笠原生活衛生課長。

○小笠原伸吉生活衛生課長 当初は一般競争入札でございます。

○滝川健司委員長 白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 そうしますと、決められた額でというか、自分が入れた額でこの工事を請け負ったということになりますと、どこまでが責任範囲になるのかというようになるわけです。先ほどのお話でナンバー27から29あたりでも石英質が出たという事実があったとしたら、ほかのところでも出る可能性を含めて金額提示したのではない、すべきだったのではないかと思うのです。

そうしますと今回の追加というのは本来は業者の責任になるものではないかと思うのですが、そのあたりの判断はどうされたのでしょうか。

○滝川健司委員長 小笠原生活衛生課長。

○小笠原伸吉生活衛生課長 当初設計におきましては、資料でお示した図面の赤い部分は全く入れずに推定岩盤線がわかりづらいですけど、中心部分に細い破線が入っておりますが、推定岩盤線より上が礫質土、岩の砕けた土まじりという土、その下が軟岩という土

質だけで業者のほうに積算を、設計書としてお示ししておりますので、今回の軟岩2が入っているということは、業者は想定せずに積算して入札に入っております。岩質というのはなかなか橋梁の、橋台ですとか建物の基礎で、ピンポイントで調査をすればはっきりわかるものですから、そういった形で当初設計と変わらないような状況ができるのですが、こういう横に長いり面のような工事では、ほかの土木工事でもそうですが、岩盤線、特にこの中央構造線付近の岩盤線では過去にもいろんな土木工事で苦勞をしておりますが、わかりづらいということで、その辺、本市の契約要綱においても変更の要素として認められておりますので、実際に出た岩盤線で変更させていただくものです。

○滝川健司委員長 白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 これまでも苦勞されているということであれば、なおさら可能性があるという判断をされているようなので、またこういう状況になったというのが、どうなのかなという気はするんです。その見きわめをしたという点で行政側に落ち度があったようにも説明を聞いていますと思うわけですが、これまでの事例の中で、同じようなことというのは、かなりあったのでしょうか。

○滝川健司委員長 小笠原生活衛生課長。

○小笠原伸吉生活衛生課長 一番大きなところですが、市道の萩平野川大田線、北山峠ですが、こちらも同じような状況でボーリング調査をした結果、逆にここはやわらかい岩質があったことで地滑りがおきまして、そのときに最初からわかったのではないかとということで、これは会計検査でしたけどかなり追求をされましたが、現時点で岩盤線を調べる方法というのは、弾性波試験というのがありますが、岩盤に衝撃を与えて、その反応によって岩盤線を見るという方法は、使えばある程度詳細なことはできるのですが、それをするとかなりの費用がかかるということで、費用



対効果で推定の岩盤線でやって、想定の変動範囲内の変更であればそれが可能だということで、お認めいただいた件もございます。

今回のところにつきましても調査としては精度の高い調査をする方法がありますが、その調査費がかなりかかるものですから、推定岩盤線により、岩盤の変更をするということで今回も当初の予算の範囲内でございますので、私どもとしては予想の範疇であったということで考えております。

○**滝川健司委員長** 白井副委員長。

○**白井倫啓副委員長** これからも同じようなことが起きる可能性があるのですが、その判断は確かに難しいと思うのです。今言われたように費用対効果の問題、調査に相当なお金をかけてしまって実際の、こういう変更より大きなものがかかるというのは、それはまずいなと思うのですが、例えば、何本かやってみようと、縦ではなくて横に。このようなのり面だったら横に広いのでというのであれば、縦方向ではなくて横方向に何本にもやるのかということではできなかったのでしょうか。

○**滝川健司委員長** 小笠原生活衛生課長。

○**小笠原伸吉生活衛生課長** 標準的な幅の中の箇所で行いました。またここについては特に滑り面ということで、まず滑りを警戒しながらの作業でありましたので、いつ滑ってくるかわからないという中で、少ない箇所で開催は調査をして、早い復旧を望んだということでございます。

今後こういう事案がありましたら今回のもの、今後参考になりますので、今後の調査には生かせる事案になったというふうには思っております。

○**滝川健司委員長** 先ほど答弁の中で不適切な表現があったような気がしますので、後ほど議事録を確認の上、対処させていただきますので、よろしく申し上げます。

○**滝川健司委員長** ほかに質疑はありませんか。

山崎委員。

○**山崎祐一委員** 今の白井委員の質問に関連してですが、ボーリング調査等は事業費全体のガイドラインというのですか、大きな指針として何パーセントくらいでやるのかといったものが、あるのかどうなのか。市としてこうして建屋を建てる、道路をやるといった場合に、事業が概略決まった段階で、そこに下のボーリング調査等、どれくらいの費用をかけて全体の事業費の中でかけていいのか、かけるべきなのか。そういったガイドライン的なものが、ずっとあるのか、その辺をちょっと伺いたいと思います。

○**滝川健司委員長** 小笠原生活衛生課長。

○**小笠原伸吉生活衛生課長** 建設部の関連になるところもありますが、私のわかる範囲でもしフォローするべきところがあれば、建設部のほうでお願いしたいと思いますが、県とか国交省の指針によって調査の箇所であるとか、深さであるとか、そういうのは示されておるものを利用しております。

○**滝川健司委員長** 前沢建設部長。

○**前沢博則建設部長** 委員、ご指摘の全体の何パーセントというのは特にございません。その都度、その都度で変わってくるということでご理解をいただきたいと思っております。

○**滝川健司委員長** 山崎委員。

○**山崎祐一委員** そうすると以前というか、私の知りえている範囲内だと、こういう土建業者というのですか、企業は、そういうボーリング調査、過去のいろいろやっている事業の蓄積によって、ある程度自分たちがここをやった場合には、この地盤はあまりよくないとか、そういうことを学習してきていて、それが地元の土木建設業者のノウハウというか財産になっているというようなことを伺ったのですが、こういう入札をかける場合にはまったくまっさらな状態で、全然そういう予備知識がなくてもよいというような形でやっているわけですか。前提として出す場合に。

○滝川健司委員長 小笠原生活衛生課長。

○小笠原伸吉生活衛生課長 入札時点では一般競争入札ですが、その条件の中には特に経験上、条件を付してある程度、のり面工事経験等も踏まえた上での資格のある方を一般競争ということで行っております。

○滝川健司委員長 山崎委員。

○山崎祐一委員 これで終わりますが、もう1回確認ですが、そうすると入札の場合は全くデータを出してくる行政側が用意したデータに基づいてだけで、ほとんど入札する応募する企業の側は、その辺の予備知識というかそういうものは必要ないというか、そういう前提でやっているということですね。

○滝川健司委員長 小笠原生活衛生課長。

○小笠原伸吉生活衛生課長 過去の経験は考慮しますが、知識がどの程度あるということについては、そこまでは考慮していないということでございます。

○滝川健司委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第88号議案を採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 異議なしと認めます。

よって、第88号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、第89号議案 工事請負契約の締結を議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山口委員。

○山口洋一委員 後の資料を見させてもらいますと、請負というか提示した金額に対して96.19%ということで、この頃の状況においては比較的安値ということですが、前回2億3,500万円の補正をうったときのトータル5億6,000万円という数字、ここには出ていませんが、議案書にありますように、本体棟、キャノピー、案内所棟、外構、電気・機械設備一式で5億3,700万円、これは消費税込みでありますので税抜きでは4億9,800万円だと思うのですが、5億6,000万円という数字と、どこがどういうふうにくっついてくるのか皆目わからない部分がありまして、いただいた資料を見ますとトータルで工事設計管理料900万円、建築工事が5億3,700万円、道の駅の駐車場工事が5,700万円、トータル6億400万円となっております、補正をうったときの5億6,000万円になっているというのは、どこがついてくるのか、どうも詳細がわかりませんので、ちょっとその辺がわかたらお願いをしたいと思います。

○滝川健司委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 予算額5億6,000万円に対しまして契約額5億3,700万円の整合ということでよろしいでしょうか。

○滝川健司委員長 山口委員。

○山口洋一委員 当初、補正前に商業施設に2億4,500万円、トイレで8,000万円、トータル3億2,500万円で予算を組んで本年度2億3,500万円の補正の中では商業施設が3億9,600万円、トイレが7,620万円、外構3,400万円、特殊工事5,520万円のトータル5億6,000万円でしたが、今回の議案を見ますと工事概要にはそういった内訳では載っていないので、明細がうっていないので、どこがどうなっているのかということの確認になります。

○滝川健司委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 先にご説明をさせ

ていただきましたそれぞれの建物等についての内訳でございますけれども、それにつきましては私ども積算をさせていただいて、その項目ごとの金額というものを載せさせていただいたものであります。

今回の契約金額につきましては、それぞれについてはそれぞれの各業者さん、今回は請負をしていただいた三河建設工業株式会社でございますけれども、その金額がはじいた合計ということで落札をしておりますので、おのおの幾らかというものは、明細のほうは出ていないということでありまして、ですので本体棟に対する請負金額が幾らか、足湯棟に対する金額が幾らかというような対比はできないということになります。

○**滝川健司委員長** 山口委員。

○**山口洋一委員** トータルで5億1,700万円を予定価格として提示をした。恐らく入札業者は金抜きの設計書をもって建設物価をかけてやってくると思うのですが、当初補正をうったときの個々の分類については、今、多分設計書をもってきて引っ張ればわかるということですね。この数字から。

○**滝川健司委員長** 松本建設部理事。

○**松本博也建設部理事** 補正でお認めいただいた金額5億6,000万円でございます、それをもとに予定価格を算定しますと、税抜きにしますと5億1,769万円になります。そこで以前皆さんにお伝えした金額の内訳がそれでございます、それは全て盛り込んだ形で設計書を公開して、個々の入札参加業者が独自に自らの受注のために積算をしてトータルで金額を入れてまいりますので、それで一番安価だったところがこの金額ですので、それについては一覧表をお持ちかどうかわかりませんが、個々の会社の内訳はございますが、今、市役所側がそれを幾らに見積もっているのかということは、今現在だとわからない状態になっているということです。全て含まれています。

○**滝川健司委員長** 星野都市計画課長。

○**星野隆彦都市計画課長** すみません、ちょっと訂正といいましょうか補足をさせていただきたいと思います。

金抜設計書のほうを見ていただいたかと思えますけれども、その金抜設計書のほうでいきますと今回発注させていただいた工事内訳は建築工事一式幾ら、外構工事一式、電気設備工事一式、機械設備工事一式という形で工事のほうは出させていただきます。

それについての業者からのおおのの請負の金額というものはわかっているわけなのですけれども、先ほど言いましたとおり本体棟が幾ら、足湯棟が幾らというのは説明用に便宜上、新たに積算をし直して、お示しさせていただいた金額でありますので、今回入札の中から落札額の中からそのようなものは推定はできないということでありまして、よろしくお願いいたします。

○**滝川健司委員長** 今後、工事種別ごとに金額は提示していただけるわけですか。

尾澤潤三契約検査課参事。

○**尾澤潤三契約検査課参事** 入札時には、入札は電子入札で行っておりまして、入札金額、金抜きの入札金額というのが業者さんから出されます。今回の入札もそうなのですが、事前公表という形でしておりますので、その関係で内訳書の提出というのも義務付けておりまして、内訳書は出ておりますが先ほど説明したような金額ではなくて設計書に基づいた大項目での内訳になるものですから、細かいところのものは提出させておりませんので、その部分については手元にないというような状況で、実際の業者さんのほうで見積ったときの金額はお持ちだということで理解しております。

○**滝川健司委員長** 今後、市の設計した工事種別、建物別に金額を我々に示した金額がありますから、それと比較できる落札金額に対する割合の工事金額を示せますかということ

ですけど、それはできるはずですが。

星野都市計画課長。

**○星野隆彦都市計画課長** 今説明をさせていただいたとおり大項目での金額は提示はありますけれども、詳細なものについての提示というものは義務付けておりませんので、市役所のほうでその金額をまた再積算するということはできませんので、提示はできないということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**○滝川健司委員長** 山口委員。

**○山口洋一委員** 結論的なお話をさせていただきますが、2億3,500万円を追加をしました。これは承認したことです。結果5億6,000万円を見積って2億3,500万円を設計してあるので、今回の税込み、5億6,000万円は税込みか税別かは定かではありませんが、前回の補正トータル合計5億6,000万円から今回の入札差額金額については必然的に減るという理解でよろしいでしょうか。

**○滝川健司委員長** 松本建設部理事。

**○松本博也建設部理事** 予算額の5億6,000万円が入札をした結果、落札額がここにお示しした5億3,784万円でございますので、その差額は予算が圧縮されたということでございます。

先ほど金額だけが提示されるので内訳はありませんとお答えしましたが、私の知識不足でございまして、契約検査の参事が言ったことが正しいので訂正させていただきます。すみませんでした。

**○滝川健司委員長** ほかに質疑はありませんか。

白井副委員長。

**○白井倫啓副委員長** 道の駅もつくるは出だしからかなりいろんな問題があつて、新聞にも報道されて市民の皆さんが非常に疑問を持ってしまった事業になっているわけ。当初見積もりから基本設計、実施設計。ころころ変わってしまったという状況の中で、今回予定価格付近で落札されたという状況なので

すが、今回のあり方で実際に鶴飼設計事務所が実施設計でどのくらい金額かというのを出されたと思うのですが、そもそもこれ、鶴飼設計事務所の曖昧な部分があつたということで、設計書に基づいてほかの業者に見積もりをするべきだつたように思うのですが、そういったお考えはあつたのでしょうか。

**○滝川健司委員長** 星野都市計画課長。

**○星野隆彦都市計画課長** 今回の積算につきましては特に歩掛かり及び単価の設定につきましては、愛知県の建築部局の単価並びに二者以上を見積もりをとつた採点価格を使用させていただいておられますので、単価的なものにつきましては、多分どこの設計業者にしたとしても同等程度金額が出てくるというふう理解しております。

**○滝川健司委員長** 白井副委員長。

**○白井倫啓副委員長** 確認ですが鶴飼設計事務所の実設計における金額をベースにしたわけではないということでしょうか。

**○滝川健司委員長** 星野都市計画課長。

**○星野隆彦都市計画課長** 今回、鶴飼設計事務所が積算をさせていただいているわけでございますけれども、見積もりをとるに当たっては新城市長名からの見積もり依頼というような形で、各設備等へ見積もりはさせていただいておられますので鶴飼事務所独自の積算ではないというふうであります。単価ではないということです。

**○滝川健司委員長** 白井副委員長。

**○白井倫啓副委員長** そうしますと、この予定価格というのはほかの鶴飼設計事務所以外で2者か3者かとられたということですが、最低価格というのもまた出ているわけですね。最低価格の意味合いというのが何なのかというのが余計にわからなくなるのです。数者とっても見積もりはこのくらいであれば最低価格なんてものをつくってしまった、例えば最低価格でとる業者がおつたときに、品質を保証できなくなってしまうと思

うのです。

予定価格というのが鶴飼設計事務所の出した積算金額がベースになって、2者3者に見積もりがいったということはないのですか。

○滝川健司委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 そのようなことはないと理解しております。

○滝川健司委員長 白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 そうしますと、最低制限価格、これの意味合いというのは何なのですか。

○滝川健司委員長 尾澤契約検査課参事。

○尾澤潤三契約検査課参事 最低制限価格でございますが、この意味というのは当然、議員さんが言われるような品質確保という部分がございます。その金額より以下ですと失格ですよというような形で設定しているのですが、これの設定については新城市ですと契約規則の中で5分の4から3分の2という形の範囲の中で定めることができるとされておりますので、その中で定めておりますが、今回のものについては3分の2という部分でございます。

これについては当然ここまでで、この金額、結構低い金額になるうとは思いますが、今までの経験値ではこういう最低制限価格での落札もございまして、それについては十分な履行が確認がとれておりますので、現在もその数値で設定をしているということでございます。

以上です。

○滝川健司委員長 白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 今回のものに限りということにはなりませんけども、逆に最低制限価格というもので予定価格を出さないと、最低制限価格を出してそれで入札するというような、そんなことは考えられないのでしょうか。

○滝川健司委員長 尾澤契約検査課参事。

○尾澤潤三契約検査課参事 そういう例がこ

ちらの手元にはないものですから、最低制限価格を公表して予定価格を公表しないというような、そういう方法ということでしょうか。こちらのほうには、そういうほかの例がございませんので、入札方法として公表するしないというのは、そういう要綱をもってすることは可能ですし、最低制限価格を必ず設けないといけないというものではないという形で理解しておりますので、案件ごとで設定することは可能と考えております。

○滝川健司委員長 白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 次の質問をさせていただきたいと思います。

道の駅自体、不透明な部分が非常に多くて、心配することなのですが、今回の契約の中で心配している費用対効果から考えると、果たして入れていいのかというのが足湯なのですね。足湯が維持管理費、資料でいただきましたが、重油、燃料費が返事待ちの状況で260万円くらいが経費になるわけです。これだけの経費を出して足湯を入れ込んでいるわけなのですが、足湯で費用対効果をどのように考えたのか。足湯が例えばなかったら成り立たないとは思えないのですが、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○滝川健司委員長 松本建設部理事。

○松本博也建設部理事 この足湯に関しては、一般質問のほうで打桐議員からもお問い合わせがありましたように、道の駅の集客とかそういったもののコンテンツとしては相当インパクトがあるものだと思っております。道の駅、今は登録は1,000を超えまして、いろんなたくさんある道の駅の中からもつくる新城を選んでいただくというツールの中では、道の駅の検索の中にも足湯で検索するというようなものもありますので、必ずしもそれが無駄な施設になるとは考えておりません。

それともう一つは観光のハブステーションということもございまして、新城市には湯谷温泉、もう一つ名号温泉もありますので、温泉

が新城市には、いい温泉があるのだという宣伝にもつながりまして、相当、泉質というか効能をPRできるというメリットもありますので、そこの集客につながって売り上げでそれをカバーするということがプラス新城市内の温泉をPRできるということもありますので、これを設置するというふうに計画を練り上げてきたものであります。

これについては理事者側といいますか、市当局だけで検討したわけではございませんで、観光協会さんですとか商工会さんなんかの代表で検討してまいりました道の駅検討会議というものがありましたが、そこでどういったものを設置するのかということを検討しつつきまして、そこでも承認されておりますので、我々としてはそれを受けて計画に盛り込んだということでございます。

**○滝川健司委員長** 予算の段階でやる質疑なので契約の妥当性と契約についての質疑ならいいですが、中身の足湯は…。今はこの契約案件に疑義がある場合に質疑してください。

白井副委員長。

**○白井倫啓副委員長** 現段階において全てを否定する気はないのです。何とかもつくる新城をベースにして新城の観光を少しでも前に進めたい、その思いはありますが、どうにも少しでも市民の皆さんにも理解してもらえる、無駄なものは少しでも省きたいという思いで、要らないのは足湯かなと思って質問しているのですが、例えば足湯の部分、今後の運営の中で必要に応じて設置するというこのスペースは残すこともできるので、そういう考え方というのはできないのでしょうか。

**○滝川健司委員長** 星野都市計画課長。

**○星野隆彦都市計画課長** 契約の技術論から言えば可能ということになります。項目を落とすということは可能ということになるかと思いますが、この道の駅新城観光ハブステーションというその一つの目的と言いましょ

うか、仮に言いますと、今松本理事のほうがご答弁させていただいたとおり、この奥三河の観光ハブステーション、特に新城の湯谷温泉等のPRのために必要ということで、当初設計から見させていただいておるものでありますので、それを落とすというのは市役所側からいくといかがなものかというふうに考えます。

**○滝川健司委員長** ほかに質疑はありませんか。

山崎委員。

**○山崎祐一委員** 工期について伺います。

これを見ると契約を来年の1月14日まで、およそ10カ月間ということになっているのですが、10カ月間確実に必要なものなのか。どのような積算で工期を決めているのか、説明を伺いたと思います。

**○滝川健司委員長** 星野都市計画課長。

**○星野隆彦都市計画課長** 工期の算出根拠でございますけれども、木造住宅でおおむね事務所スペースといいましょるか、そういう形の家ではなくて、事務所スペースみたいな形という中で、面積から300日という数字が出てまいりますので、その300日を当てはめて工期とさせていただいております。

**○滝川健司委員長** 山崎委員。

**○山崎祐一委員** そうすると妥当だという説明なのですが、今までの経過からなるべく前倒しで早く進めていくべきだというような議論を進めてきた中で、これは4月にこの建設工事だけが4月にオープンするので、内装工事等を合わせて逆算して1月の年明けに完成すればいいというような形で設定されたようにも思うのですが、これはもう少し工期を短縮してできれば年内、12月の初めくらいに、1カ月くらい前倒しをして完成を9カ月くらいでできるようにできないのか、その辺について伺います。

**○滝川健司委員長** 星野都市計画課長。

**○星野隆彦都市計画課長** 工期の関係ですけれども、過去のいろいろな事例の中から標準的

な工期ということで設定をさせていただいたのが、この300日ということであります。

これで契約をさせていただきますと請負者のほうから実施工程表というのを組んで、これで提出のほうをされてくるわけなのですが、その中で短縮できるものがあれば短縮してくれということで、こちらからも要望をさせていただいて、なるべく早い完成を目指したいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○滝川健司委員長 山崎委員。

○山崎祐一委員 そうすると1カ月くらい通常こういう行政が発注する工事等、行政の方から非公式に聞いてみると1カ月、2カ月等の短縮は不可能ではないようなことを聞いているので、1カ月くらい早めることは可能なように思うのですが、その辺、きちっと要望するとか説明するお考えがありますか。

○滝川健司委員長 星野都市計画課長。

○星野隆彦都市計画課長 これでは本契約を結ばせていただいて実施工程表を確認しながら、そのように努力してまいりたいと思います。

○滝川健司委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 質疑なしと認めます。

質疑を終了します。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

白井副委員長。

○白井倫啓副委員長 反対の立場で討論させていただきます。

先ほどの質疑の中で設計変更も可能というようなご答弁もありましたように、道の駅を進めるといふ点では、この段階においてやらざるを得ないだろうという立場ではおります。ただ足湯、足湯のイメージを思い浮かべてみたとき、人もいないのにいつも加温する、いつもエネルギーを使うという状況しか浮かば

ないわけなのです。少しでも効率的な道の駅。観光ハブステーションとして湯谷温泉を宣伝するのもそこに湧いてもない温泉を使って、運んだ温泉でメリットが出てくとも思いませんし、維持管理費考えても設計変更しても今回は反対すべきだという立場です。

○滝川健司委員長 ほかに討論はありませんか。

山崎委員。

○山崎祐一委員 賛成の立場から討論させていただきます。

これまでも当委員会及び部会等で説明を受け、さらに議論してきたとおり、一刻も早く建設をして事業を進めてオープンに向けて万全な体制をとっていかうということで、おおむね意見は一致してきたと思います。

今、白井委員のほうから足湯の問題、設計変更の問題が出ましたけれども、この足湯について賛否両論あり議論になっていることはわかりますが、あえて反対するほどの障害だとは思いませんので、判断できませんので前へ進めていくべきだという立場から懸案について賛成します。

○滝川健司委員長 ほかに第89号議案に関して討論はありませんか。

〔発言する者なし〕

○滝川健司委員長 討論なしと認めます。

討論を終了します。

これより、第89号議案を採決します。

賛否両論がありますので、起立により採決します。

本議案は、原案のとおり可決することに賛成の委員は起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○滝川健司委員長 起立多数と認めます。

よって、第89号議案は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

この際、委員長からお諮りします。

委員会の審査報告書及び委員長報告の作成については、委員長に一任願いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○滝川健司委員長 異議なしと認め、そのように決定いたしました。

これをもちまして、経済建設委員会を閉会いたします。

閉 会 午前10時8分

以上のおり会議の次第を記録し、これを証するために署名する。

経済建設委員会委員長 滝川健司